## 三次市議会議長 様

## 提出者

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (案)の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書(案)を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎 様

総務大臣 高市早苗 様

文部科学大臣 松野博一様

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

発議第2号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを 実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠で ある。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。

文部科学省が4月に公表した「教員勤務実態調査」において、過労死ライン(時間外勤務が月80時間超)の教員が小学校で33.5パーセント、中学校で57.7パーセントに上がっていることが明らかになった。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって,国会及び政府においては,地方教育行政の実情を十分に認識され,地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために,次の措置

を講じるよう強く要請するものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年(2017年)6月30日

三 次 市 議 会